

## 大洗町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力委託金支給要綱

### (趣旨)

第1条 大洗町の交付する新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力委託金については、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」(令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長発)及び「令和5年度(令和4年度からの繰越分)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」(令和5年4月28日付け厚生労働省発健0428第4号(厚生労働事務次官発))に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 協力委託金は、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、個別接種に協力する診療所の取組の支援を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「個別接種」とは、町長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師により、当該医師に係る医療機関で接種を行うものをいう。

### (支給対象となる医療機関)

第4条 協力委託金の支給対象となる医療機関は、町内に所在し、週100回以上の個別接種を支給対象期間内(第1期:令和5年5月1日から7月2日 第2期:令和5年7月3日から9月3日 第3期:令和5年9月4日から11月5日、第4期:令和5年11月6日から12月31日)に4週間以上行った診療所であって、時間外、夜間または休日に接種体制を、それぞれの週に少なくとも1日は用意していること。

### (不支給要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第2号及び同上第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する代表者または役員が経営に参画しているときは、協力委託金を支給しない。

### (協力委託金の額)

第6条 週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、回数当たり2,000円を支給する。

### (協力委託金の申請)

第7条 協力委託金の支給を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる書類を町長に

申請するものとする。

- (1) 大洗町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力委託金支給申請書兼請求書  
(様式1)
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書(様式2)
- (3) その他町長が認めた書類

2 前項に規定する申請の受付期間は、町長が別に定める日までとする。

(協力委託金の支給決定等)

第8条 町長は第7条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは協力委託金の支給を決定し、第6条の規定に基づき算定した額を「大洗町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力委託金支給決定通知書(様式3)」により当該医療機関に通知し、協力委託金を支給するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、協力委託金を支給しない決定をしたときは、当該医療機関に対し、「大洗町新型コロナウイルスワクチン個別接種協力委託金不支給決定通知書(様式4)」により、その旨を通知するものとする。

(協力委託金支給の方法)

第9条 町長は、協力委託金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(支給申請のみなし取下げ)

第10条 町長は、関係書類の不備により振込不能等があり、町長が確認等に努めたにも関わらず、30日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他医療機関の責めに帰すべき事由により支給できなかつたと認められるときは、当該協力委託金の申請が取り下げられたものとみなすものとする。

2 町長は、前項の規定により当該申請書が取り下げられたものとみなしたときは、「大洗町新型コロナウイルスワクチン個別接種協力委託金支給取消決定通知書(様式5)」(以下「支給取消決定通知書」という。)により当該医療機関に通知するものとする。

(調査・提供)

第11条 町長は、協力委託金の支給について、必要と認めるときは、当該医療機関等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 町長は協力委託金の支給に関する情報について、法律に基づき、国または県に対し提供することができる。

(支給決定の取消し等)

第12条 町長は、協力委託金の支給を受けた医療機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る支給決定を取消することができる。

- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない協力委託金を受け、又は受けようとする場合 支給決定した協力委託金の全額
  - (2) 前号に該当しない場合であって、協力委託金の支給を受けた者に支給されるべき協力委託金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 町長は、前項第1号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は協力委託金の支給決定を取り消した日以後、当該者に協力委託金を支給しないものとする。
  - 3 町長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、当該医療機関に対し、支給取消決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(協力委託金の返還等)

第13条 町長は前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して既に支給した協力委託金の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく協力委託金の返還を命ずる場合には、その命令に係る協力委託金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づく協力委託金の返還及び前項の加算金の納付について、町長が定めた期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の整備等)

第14条 協力委託金の支給を受けた者は、個別接種の回数を証する書類を整備し、保存しておかなければならない。

- 2 前項に規定する書類は、協力委託金の支給を受けた日の属する町の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年6月20日から施行し、令和5年5月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和5年8月18日から施行し、令和5年8月15日から適用する。  
(失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。